長崎高教組

定通部だより

2018年1月5日
第4号
発行責任者　烏山 隆弘

ホームページ　http://nagasaki-kokyoso.org
メールアドレス　info@nagasaki-kokyoso.org

第28回 定通部定期大会

2017年12月2日（土）13:30～14:30　鳴滝高校図書館棟

１２月２日（土)、鳴滝高校図書館棟にて第２８回定通部定期大会を開催しました。
（出席９分会１５名、委任状２分会）

第28回 定通部定期大会

１ 今年度の活動方針

(1) エンカレッジコース

平成30年度から佐世保中央高校夜間部に導入されるエンカレッジコースの問題点が報告されました。それに伴い、佐世保中央高校昼間部は、学級減（２→１学級)。定通大会団体競技への出場が危惧されています。これまで多くの輝かしい実績を残し、大きな教育効果をあげてきた部活動。生徒の意欲や自信につながる貴重な教育の機会が失われる可能性が高まったことは残念です。矛盾点を再度整理し、制度の改善を要求し続けていく必要があります。

県教委は、『長崎県立高等学校教育改革第８次実施計画』の中で「県南地区の鳴滝高等学校への導入については、佐世保中央高等学校での成果を踏まえたうえで、今後検討していくものとする。」と記しています。失われるものには目を向けず、「成果」だけを追求する県教委の姿勢には今後も注視していく必要があります。

(2) 通級教育

高校における通級教育の本格導入へ向けて、特別支援学校との交流人事だけでは対応できない。受け入れるための制度の見直し（定数法改正）の必要性が提案されました。

(3) 外国籍生徒に対する指導

外国籍生徒に対する日本語指導等の対応や工夫について､長工定や佐世保中央から報告されました。

(4) 安易な統廃合

鳴滝高校昼間部は、学級減（２→１学級）に伴い、職員数も毎年減。来年度も２～４名減と校長が明言している。この３年間で職員数が激減し、選択科目の自由度も非常に限られてきた。学校案内などで謳っている単位制高校の特色そのものが今失われようとしている。弊害の大きさに危機感を募らせていると報告されました。

２ 2017年度定通部役員

2017年度 長崎高教組定通部 役員	部　　長　濱本　功二（佐世保中央夜） 副 部 長　山本　朋子（佐世保中央通） 副 部 長　烏山　隆弘（鳴滝夜）
2017年度 全教定通部 役員	事務局次長　濱本　功二（佐世保中央夜）

長崎支部・定通部合同教研

2017年12月2日（土）14:30～17:30　鳴滝高校図書館棟

１２月２日（土）、鳴滝高校図書館棟にて長崎支部との合同教研を開催しました。参加者１９名。

第１部　「改憲論議の現在　～９条を中心に～」

山口　響さん（「長崎の証言の会」被爆証言誌編集長）

山口　響さん

１　安倍首相による改憲提案　第19回「公開憲法フォーラム」(2017年5月3日)

・「2020年を新しい憲法が施行される年にしたいと強く願っています。」
・「９条１項、２項を残しつつ、自衛隊を明文で書き込む」
　←「『自衛隊は、違憲かもしれないけれども、何かあれば命を張って守ってくれ』というのは、あまりにも無責任です。」

２　現行９条で「できないこと」とは？

①フルスペック（全面的な）集団的自衛権の行使
　（日本の安全・存立に直接かかわらない場合でも、他国防衛のための武力行使）
②自衛隊による他国軍への武器提供、戦場での支援活動、戦闘参加

３　安倍首相の 焦り と 抜け目なさ

日本国憲法第９条

第２章　戦争の放棄

第９条　日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動**たる**戦争と、武力による威嚇**又は**武力の行使は、国際紛争を解決する**手段としては、永久にこれを放棄する。**

２　前項の目的を達するため、**陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。**

自民党「日本国憲法改正草案」案（2012年4月27日）

戦力の不保持、交戦権を認めない内容を削除し、国防軍を規定。

第２章　安全保障

第９条　**（平和主義）**

１　日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動**としての**戦争を放棄し、武力による威嚇**及び**武力の行使は、国際紛争を解決する**手段としては用いない。**

２　前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない。

第９条の２（国防軍）

１　我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。

２　国防軍は、前項の規定による任務を遂行する際は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。

３　国防軍は、第１項に規定する任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる。

４　前２項に定めるもののほか、国防軍の組織、統制及び機密の保持に関する事項は、法律で定める。

５　国防軍に属する軍人その他の公務員がその職務の実施に伴う罪又は国防軍の機密に関する罪を犯した場合の裁判を行うため、法律の定めるところにより、国防軍に審判所を置く。この場合においては、被告人が裁判所へ上訴する権利は、保障されなければならない。

第９条の３（領土等の保全等）

国は、主権と独立を守るため、国民と協力して、領土、領海及び領空を保全し、その資源を確保しなければならない。

「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」（2014年7月1日）
＊いわゆる集団的自衛権を限定的に容認した閣議決定

> こうした問題意識の下に、現在の安全保障環境に照らして慎重に検討した結果、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福の追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、これを排除し、我が国の存立を全うし、、国民を守るために他に適当な手段がないときに、必要最小限度の実力を行使することは、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許容されると考えるべきであると判断するに至った。

現行９条の延長線上というイメージを装い、できないことをしようとしている。安倍提案では、露骨な意図をむき出しにせず、その本質は隠されている。センシティヴな問題に他の議論（①教育の無償化、②緊急事態条項、③参院選挙区の合区解消）を混ぜ込ませる方法で論点を薄めている。

第２部 「『ゆめおす』とは ～不登校生徒と定時制･通信制高校との連携を探る～」

宮本 鷹明さん （長崎県子ども･若者総合相談センター「ゆめおす」センター長）
（ＮＰＯ法人「心澄（しんじょう）」理事長）

宮本 鷹明さん

１「ゆめおす」とは …… 県が設置した相談窓口（相談のワンストップ化）

「子ども･若者育成支援推進法」（平成22年4月1日施行）を受け、不登校、ひきこもり、ニート等、社会生活を円滑に営む上で様々な問題や悩みに対応するため、長崎県が設置した相談窓口「長崎県子ども･若者総合相談センター」（愛称：ゆめおす）

活動内容 (1) **無料相談**（臨床心理士･キャリアカウンセラー等） (2) **各支援団体への紹介**

２「心澄」とは …… 自立支援団体（窓口だけでは対応できない部分をカバー）

活動内容（参加はすべて無料…運営は寄付金とボランティア）

(1) **訪問相談事業**：９割が複合的課題を抱えるひきこもり当事者や家族対象の個別相談・訪問支援

(2) **自立支援事業**

①居場所：コミュニケーショントレーニング（雑談、ゲーム、花見、駄菓子屋訪問、チョコ作り等）
②人形劇：園児やお年寄り向けの公演（年３回）。声優、絵、裁縫、日曜大工等の興味を活かす。
③清掃ボランティア：清掃先への電話、挨拶、仕事の流れ確認等、社会的な関わりの“練習の練習”
④就労体験：スタッフの補助等を行い実際の仕事を体験。場合により謝金も発生。
⑤七色クローバー：絵描サークル。依頼を受けイベントへ出展（年２回）。アニメ等、同趣味の人との出会い。

(3) **就労継続支援事業**（Ｂ型）：軽作業（PC、清掃、料理、調理実習等）。仕事練習の場。

(4) **家族会**：同じ立場の人から話を聴くことで、子どもへの関わり方の参考したり、情報交換できる。

(5) **ＯＢ･ＯＧ会**：就労後も継続交流。雑談や仕事の愚痴を話せる会 → ストレス発散＋仕事の継続。

３ 「ゆめおす」と「心澄」の違い

どの段階で利用するか？

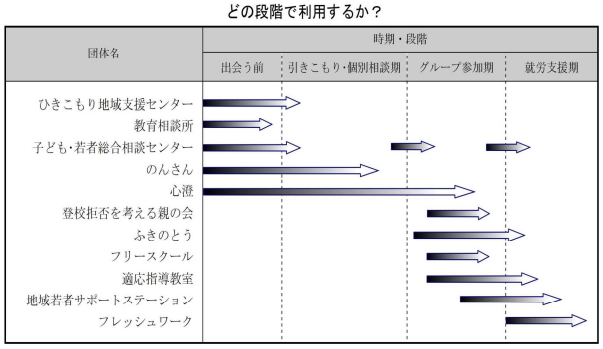

４ 「心澄」が掲げる使命（引きこもりは社会の責任）

(1) 一人も孤独にさせない
(2) 一人でも多く、一日でも早く社会的孤独から脱出し、再孤独化させない
(3) 社会的孤独を生まない社会

５ 経済的効果 ※参考資料：厚生労働省・内閣府調査

・一生、働かない事での経済損失は２億円以上
・労働者数の減少（長崎県内引きこもり者数:推定6,000人）
・行政損失額 1億5,000万円（内生活保護費：9,000万円）

35歳から年収200万円程度で働き出した場合、約8,000万円プラス。１人が自立するだけで数億円の効果。

長崎県子ども･若者総合相談センター「ゆめおす」主催　講演会
NPO法人「心澄」主催　定時制・通信制高校　合同学校説明会

2017年12月16日（土）10:30～16:00　出島交流会館

１２月１６日、出島交流会館にて長崎県子ども・若者総合相談センター「ゆめおす」主催の講演会が行われ、定時制勤務経験がある今泉（執行委員）が「高校を卒業しよう」と題したミニ講演を午前と午後の２回行いました。

また、特定非営利活動法人「心澄」主催の学校説明会も同会場で同時に開催され、高教組定通部と長崎工業定時がそれぞれブースを出して、不登校やひきこもりで悩んでおられる参加者の相談に対応しました。長崎だけでなく、佐世保や島原の方の相談もあり、２つのブースで２０組ほどの方とお話をすることができました。会場には、現在中学校にほとんど通えないため高校をどう選べば良いか悩んでいる方、全日制高校に通っているが進級が難しくなってきており、これからどうすればよいか悩んでいる方、中学卒業後高校には進学しなかったが、高校は卒業したいという思いを持つ方など様々な方が多数来場されていました。親が子どもに内緒で参加された方もあり、親が子どものためにどうすればよいか、必死に模索されている姿に接することも出来ました。定通部として、悩みを抱えた子どもたちや親の立場に立って、アドバイス出来ることは出来るだけしたいという思いで相談を受けました。

長崎工業定時ブース

「ゆめおす」は、国において「子ども・若者育成支援推進法」が平成２２年４月１日から施行されたことを受け、長崎県が、不登校、ひきこもり、ニート等、社会生活を円滑に営む上で様々な問題や悩みを持つ方の総合的な相談を受けるために作った組織です。今回講演会を開催するにあたり、各方面に協力依頼を行い、長崎市教育研究所は積極的に協力されていました。さらに、予想を上回る多くの私立の広域通信制高校（県外からも）がブースを出していました。管轄の県こども未来課を通じて県教委にも協力の依頼があったそうですが、県教委の協力が得られなかったと聞き、残念でなりません。このような状況の中、高教組定通部でこの会に関われたことは意義があったと思います。今後は、不登校・ひきこもりの生徒を支援するためにも県教委や学校を動かしていけるよう、定通部で運動を展開していくことが大切だと考えています。

高教組定通部ブース

報告者　長崎高教組本部執行委員　今泉　宏

編集後記

定通部大会：「生徒たちはきちんとした高校生活を送っている」と複数の分会から報告がありました。ホッとすると同時に、弱者に冷たい教育行政が浮き彫りになりました。高校に通いたい生徒たちを通いづらくする制度は変えていく必要があります。今後も粘り強く現場の声を伝えていくことが大切だと感じた１日でした。また、組織拡大へ向けて食事会等の企画も報告されました。気軽に声をかけ合いながら仲間をどんどん増やしましょう。

合同教研：「国会で発議させない世論を作る動きが大事」と理性を持って熱く語られる山口さんと２つの団体のリーダーとして、年間利用者数のべ約7,500名（2016年度実績）を休みなく支える宮本さん。柔らかさの中に強さを併せ持つお２人の眼差しが印象的でした。改憲問題について学習を深め、引きこもり・不登校からの自立支援について学び多い講演となりました。

合同説明会：困難を抱えている人たちが途切れることなくブースへ来られます。切々と語られる１人１人の生の声を肌で感じることができました。支援団体とも連携を深めながら活動を進めましょう。